

静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則

(目的)

第1条 この規則は、経済的理由により高等学校等での修学が困難な者に対して貸与する高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金について必要な事項を定め、有為な人材の育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「高等学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（法第66条の後期課程に限る。）、高等専門学校及び特別支援学校（法第76条第2項の高等部に限る。）（以下それぞれ「高等学校」、「中等教育学校後期課程」、「高等専門学校」及び「特別支援学校高等部」という。）並びに法第125条第1項に規定する専修学校の高等課程（以下「専修学校高等課程」という。）をいう。

2 この規則において「教育資金」とは、優れた生徒であって経済的理由により修学が困難なものに対して貸与する高等学校等教育資金をいう。

3 この規則において「奨学金」とは、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な生徒又は学生に対して貸与する高等学校等奨学金をいう。

4 この規則において「教育奨学金」とは、教育資金及び奨学金をいう。

5 この規則において「保護者」とは、法第16条に規定する保護者をいう。

(教育資金の貸与)

第3条 知事は、予算の範囲内において、次の各号のいずれにも該当する者に対し、教育資金を貸与するものとする。

(1) 貸与を受けようとする者が、成年に達していない場合についてはその保護者が、成年に達しており独立して生計を営む場合についてはその者が、成年に達しているが独立して生計を営まない場合はその者の生計を維持する者が、県内に住所を有していること。

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 中学校（法第1条に規定する中学校、義務教育学校（法第49条の5の後期課程に限る。）、中等教育学校（法第66条の前期課程に限る。）及び特別支援学校（法第76条第1項の中学校部に限る。）をいう。以下同じ。）における最終学年において、高等学校等（高等専門学校を除く。ア及びイにおいて同じ。）に進学を希望する者であって、知事が高等学校等への入学を確認したもの

イ 高等学校等に在学している者

(3) その者の属する世帯の生計を主として維持している者（以下「主たる家計支持者」という。）の全収入額（年収）から知事が別に定めるところにより算出した金額が、別表の左欄に掲げる世帯人員の区分に応じ同表の右欄に掲げる収入基準額以下である者。ただし、前号イに該当する者であって、主たる家計支持者の失職、破産手続開始の決定、倒産、病気若しくは死亡又は火災、風水害等の事由により家計が急変した世帯に属するもの（以下「緊急採用希望者」という。）にあっては、この限りでない。

(4) 学習活動その他生活の全般を通じて態度及び行動が生徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者

(5) 健康診断等により修学に十分耐え得るものと認められる者

(6) 学習成績の評定について知事が別に定める基準に該当する者。ただし、緊急採用希望者にあっては、この限りでない。

(7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による修学資金（次条第1項第5号において「母子父子寡婦修学資金」という。）、静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則（昭和50年静岡県規則第2号）の規定による修学資金（同号において「定通制修学資金」という。）若しくは他の都道府県が行うこれらに準ずる資金又は奨学生若しくは他の都道府県が行う教育奨学生に準ずる資金の貸与を受けていない者

2 教育資金は、無利息とする。

（奨学生の貸与）

第4条 知事は、予算の範囲内において、次の各号のいずれにも該当する者に対し、奨学生を貸与するものとする。

(1) 貸与を受けようとする者が、成年に達していない場合についてはその保護者が、成年に達しており独立して生計を営む場合についてはその者が、成年に達しているが独立して生計を営まない場合はその者の生計を維持する者が、県内に住所を有していること。

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 中学校における最終学年において、高等学校等（特別支援学校高等部及び専修学校高等課程を除く。ア及びイにおいて同じ。）に進学を希望する者であって、知事が高等学校等への入学を確認したもの
イ 高等学校等に在学している者

(3) 前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当する者

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けた世帯に属する者
イ 主たる家計支持者について地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定により市町村民税が非課税とされた者
ウ 主たる家計支持者について地方税法第323条の規定に基づく市町村の条例の定めるところにより市町村民税が減免された者
エ その者の属する世帯の全収入額（年収）が生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定した当該世帯の基準額（年収に換算）の1.5倍以下であって、同法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者と知事が認定した者

(4) 健康診断等により修学に十分耐え得るものと認められる者

(5) 母子父子寡婦修学資金、定通制修学資金若しくは他の都道府県が行うこれらに準ずる資金又は教育資金若しくは他の都道府県が行う教育奨学生に準ずる資金の貸与を受けていない者

2 奨学生は、無利息とする。

（貸与の金額等）

第5条 貸与する教育奨学生の額は、次の表のとおりとする。

区分	月額		
	教育資金	奨学生	
国立又は公立の高等学校等に在学している者	自宅通学のとき	18,000円	18,000円
	自宅外通学のとき	23,000円	23,000円
私立の高等学校等に在学している者	自宅通学のとき	30,000円	30,000円
	自宅外通学のとき	35,000円	35,000円

2 住所の変更、転学その他の理由により前項の表の該当する区分に変更を生じたときは、当該変更の生じ

た日の属する月の翌月から教育奨学金の額を変更するものとする。

3 教育奨学金は、次の表の左欄に掲げる月の分を同表の右欄に掲げる月に貸与するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

4月から6月まで	6月
7月及び8月	8月
9月及び10月	10月
11月及び12月	12月
1月から3月まで	2月

4 前項の規定にかかわらず、第9条第1項の規定により貸与の決定を受けた者にあっては、4月分を4月に貸与し、5月分及び6月分を6月に貸与するものとする。

5 教育奨学金の貸与期間は1年とし、引き続き貸与を受けることができる。ただし、高等学校等の正規の修業年限（定時制課程又は通信制課程の場合は4年）を超えては貸与しないものとする。

6 教育奨学金は、教育奨学金の貸与を受けようとする者が同一学年を重ねて履修するときは、貸与しないものとする。ただし、前年度以前の同一学年において教育奨学金の貸与を受けなかった期間については、この限りでない。

(貸与の申請)

第6条 教育奨学金の貸与を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類に、知事が必要と認める書類を添えて、知事が別に定めるところにより、知事に提出しなければならない。

- (1) 中学校における最終学年において、高等学校等に進学を希望する者（以下「予約採用希望者」という。） 様式第1号による教育奨学金貸与申請書（予約採用希望者用）及び様式第2号による家計等調書（教育資金の貸与を受けようとする場合に限る。）又は様式第2号の2による家計調書（奨学金の貸与を受けようとする場合に限る。）
- (2) 高等学校等に在学している者（以下「在学採用希望者」という。） 様式第1号の2による教育奨学金貸与申請書（在学採用希望者用）及び様式第2号による家計等調書（教育資金の貸与を受けようとする場合に限る。）又は様式第2号の2による家計調書（奨学金の貸与を受けようとする場合に限る。）

(継続貸与の申請)

第7条 前条（第1号を除く。）の規定は、第5条第5項の規定により引き続いて貸与を受けようとする場合に準用する。ただし、教育資金の貸与を受けている者（緊急採用希望者であって第9条第2項の貸与の決定（教育資金に係るものに限る。）を受けたものが、翌年度においても継続して教育資金の貸与を受けようとする場合にあっては、同条の決定を受けた日の属する年度の末日において、第3条第1項第3号ただし書に規定する事由の発生後1年を経過していない者に限る。）が、翌年度においても継続して教育資金の貸与を受けようとするときは、様式第3号による教育資金貸与継続申請書及び様式第4号による家計等調書（教育資金貸与継続用）を知事が別に定めるところにより、知事に提出することで足りる。

(予約採用希望者に係る貸与の内定等)

第8条 知事は、第6条の規定により予約採用希望者から申請書が提出されたときは、その内容を審査して

貸与の可否を内定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により内定を受けた者は、高等学校等に入学したときは、様式第5号による高等学校等入学届にその事実を証明する書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第9条 知事は、前条第2項の規定により届出が提出されたときは、内定を受けた者について、高等学校等への入学を確認して貸与の可否を決定し、その旨を届出者に通知するものとする。

2 知事は、第6条（第1号を除く。）及び第7条の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査して貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(誓約書の提出等)

第10条 前条の規定により教育奨学生の貸与の決定を受けた者は、連帯保証人を2人立て、様式第6号による誓約書を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、教育奨学生の貸与の決定を受けた者が未成年であるときは、連帯保証人のうち1人は、その者の保護者でなければならない。

3 教育奨学生の貸与を受けている者（以下「教育奨学生」という。）又は受けた者は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、直ちに他の連帯保証人を立て、様式第7号による連帯保証人変更届を知事に提出しなければならない。

(貸与契約の解除等)

第11条 知事は、教育奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、教育奨学生の貸与契約を解除するものとする。

(1) 第3条第1項各号（第3号を除く。）又は第4条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる要件を欠くに至ったとき。

(2) 虚偽その他不正な方法により教育奨学生の貸与を受けたことが明らかになったとき。

(3) 教育奨学生の貸与を受けることを辞退したとき。

(4) その他教育奨学生の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 知事は、教育奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで教育奨学生の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された教育奨学生があるときは、その教育奨学生は、復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

(借用証書の提出)

第12条 教育奨学生は、前条第1項の規定により教育奨学生の貸与契約を解除されたとき、又は教育奨学生の貸与期間（第5条第5項本文の規定により引き続いて貸与を受ける場合にあっては当該引き続いた期間をいう。）が満了したときは、直ちに様式第8号による借用証書を知事に提出しなければならない。

(返還)

第13条 教育奨学生の貸与を受けた者は、高等学校等を卒業したとき、又は第11条第1項の規定により教育奨学生の貸与契約が解除されたときは、それらの理由が生じた日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、卒業までの期間又は貸与契約が解除されるまでの期間を通じて教育資金のみの貸与を受けた者（次項において単に「教育資金のみの貸与を受けた者」という。）にあっては14年以内に、その他の者にあっては14年以内又は20年以内に、月賦、半年賦又は年賦の均等払いにより、知事が別に定める日までに貸与を受けた教育奨学生を返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

- 2 教育資金のみの貸与を受けた者の返還する額は、年額にして、貸与を受けた教育資金の額に応じ知事が別に定める額を下回ってはならない。
- 3 第1項の規定により教育奨学生の返還をしなければならない者（次条の規定により返還債務の履行を猶予された者を除く。）は、その理由が生じた日（同条の規定により返還債務の履行の猶予の申請をした場合には、その申請に対する不承認の通知を受けた日）から起算して15日以内に様式第9号による返還明細書を知事に提出しなければならない。返還する方法又は1回当たりの返還する額を変更する場合も同様とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、第11条第1項第2号の規定により教育奨学生の貸与契約が解除されたときは、教育奨学生の貸与を受けた者は、貸与を受けた教育奨学生の全額を、知事が別に定める日までに返還しなければならない。この場合において、第14条及び第15条の規定は適用しない。

（返還の猶予）

第14条 知事は、教育奨学生の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、教育奨学生の返還債務（履行期の到来していない部分に限る。）の履行を猶予することができる。

- (1) 高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、特別支援学校高等部、法第1条に規定する大学又は法第124条に規定する専修学校に在学しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により教育奨学生の返還が著しく困難であると認められるとき。
- 2 前項第2号の規定による返還債務の履行の猶予の期間は1年を限度とする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 教育奨学生の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、様式第10号による教育奨学生返還猶予申請書に第1項各号のいずれかに該当することを証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（返還債務の免除）

第15条 知事は、教育奨学生の貸与を受けた者が死亡し、又は心身の著しい障害により労働能力を喪失し教育奨学生を返還することが困難であると認められるときは、教育奨学生の返還債務の全部又は一部を免除するものとする。

- 2 知事は、教育奨学生の貸与を受けた者が心身の著しい障害により労働能力に高度の制限を有し、教育奨学生を返還することが困難であると認められるときは、教育奨学生の返還債務の4分の3以内を免除するものとする。
- 3 教育奨学生の返還債務の免除を受けようとする者は、様式第11号による教育奨学生返還債務免除申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（延滞利息）

第16条 教育奨学生の貸与を受けた者は、正当な理由がなく教育奨学生を返還すべき日までに返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞利息を納付しなければならない。

（届出）

第17条 教育奨学生又は教育奨学生の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに当該各号に定める届出書にその事実を証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。 様式第12号による住所（氏名）変更届
- (2) 休学し、復学し、又は退学したとき。 様式第13号による休学（復学、退学）届

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| (3) 転学したとき。 | 様式第14号による転学届 |
| (4) 停学又は退学の処分を受けたとき。 | 様式第15号による停学（退学）処分届 |
| (5) 教育奨学生の貸与を受けることを辞退するとき。 | 様式第16号による教育奨学生辞退届 |
| (6) 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。 | 様式第17号による連帯保証人住所（氏名）変更届 |
| (7) 高等学校等を卒業したとき。 | 様式第18号による卒業届 |

2 連帯保証人は、教育奨学生又は教育奨学生の貸与を受けた者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、直ちに、様式第19号による死亡（失そう宣言）届にその事実を証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（委任）

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用範囲）

2 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において高等学校等に在学していた者（これに準ずる者として知事が別に定める者を含む。）については、この規則の規定は適用しない。

（静岡県高等学校等奨学生貸与規則の廃止）

3 静岡県高等学校等奨学生貸与規則（平成14年静岡県規則第55号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（旧規則の廃止に伴う経過措置）

4 この規則の施行日前に旧規則の規定により貸与の決定を受けた静岡県高等学校等奨学生については、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際現に高等学校又は高等専門学校に在学している者（これに準ずる者として知事が別に定める者を含む。）に対する旧規則の規定による静岡県高等学校等奨学生については、なお従前の例による。

6 前2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧規則の規定による静岡県高等学校等奨学生の貸

「

4月から6月まで	6月
7月から9月まで	9月
10月から12月まで	12月
1月から3月まで	3月

」あるのは

与については、旧規則第3条第2項中

とする。

「

4月から6月まで	6月
7月及び8月	8月
9月及び10月	10月
11月及び12月	12月
1月から3月まで	2月

」

（貸与の対象者の属する世帯の需要の基準額の特例）

7 当分の間、第4条第1項の規定の適用については、同項第3号エ中「生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準」とあるのは、「平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）」とする。

附 則（平成17年3月31日規則第48号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成19年3月30日規則第23号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月26日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日規則第31号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書等は、改正後の静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成26年12月24日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年1月31日規則第2号）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）第11条第1項第2号及び第13条第4項の規定は、この規則の施行の日以後に貸与の決定を受けた者に係る教育奨学金（改正後の規則第2条第4項に規定する教育奨学金をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に貸与の決定を受けた者に係る教育奨学金については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金貸与規則の様式により提出されている申請書は、改正後の規則の相当する様式により提出された申請書とみなす。

附 則（令和3年3月26日規則第5号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表 収入基準額表

世帯人員の区分	収 入 基 準 額
1 人	1 4 3 万円
2 人	2 2 9
3 人	2 6 4
4 人	2 8 6
5 人	3 0 7
6 人	3 2 5
7 人	3 4 1

備 考 世帯人員が 7 人を超える場合は、1 人増すごとに 16 万円を世帯人員 7 人の収入基準額に加算する。